

令和元年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 6 0 号	令和元年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 1 号	令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 2 号	令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）
議案第 6 3 号	令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 4 号	令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 5 号	令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 6 号	射水市名誉市民条例の制定について
議案第 6 7 号	射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部 改正について
議案第 6 8 号	射水市印鑑条例の一部改正について
議案第 6 9 号	射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について
議案第 7 0 号	射水市大門総合会館条例の一部改正について
議案第 7 1 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 7 2 号	射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 7 3 号	射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第 7 4 号	射水市企業立地推進条例の一部改正について
議案第 7 5 号	射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
議案第 7 6 号	射水市下水道条例の一部改正について
議案第 7 7 号	射水市手数料条例の一部改正について
議案第 7 8 号	射水市消防団条例の一部改正について
議案第 7 9 号	射水市中央公民館条例の廃止について
議案第 8 0 号	動産の取得について
議案第 8 1 号	射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負契約の一部変更について

- 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 報告第 6 号 平成 3 0 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 7 号 平成 3 0 年度射水市資金不足比率の報告について
- 認定第 1 号 平成 3 0 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 3 0 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 3 0 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 3 0 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 平成 3 0 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 平成 3 0 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 6 6 号

射水市名誉市民条例の制定について

射水市名誉市民条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市名誉市民条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に居住する者又は本市に縁故の深い者で、学術、文化、産業、経済その他各般にわたり市政の発展に寄与し、その事績が極めて顕著で、かつ、市民から深く尊敬を受けるものに対し、射水市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、その榮譽をたたえることを目的とする。

(推挙)

第 2 条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て推挙する。

(顕彰)

第 3 条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する証書及び名誉市民章を贈り、顕彰する。

2 名誉市民の事績は、広くその旨を公表する。

(特典又は待遇)

第 4 条 名誉市民に対しては、次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。

市の公の式典への参列

相当の礼をもってする慶弔

前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特典又は待遇

(名誉市民審議委員会)

第 5 条 市長の諮問に応じ、名誉市民の称号を贈るにふさわしい者を選考し、及び審議するため、射水市名誉市民審議委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、名誉市民の選考に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既に合併前の新湊市名誉市民条例(昭和 3 0 年新湊市条例第 3 8 号)、小杉町名誉町民条例(昭和 3 4 年小杉町条例第 1 6 号)、大門町名誉町民条例(昭和 4 0 年大門町条例第 9 号)、大島町名誉町民条例(昭和 5 3 年大島町条例第 1 8 号)又は下村名誉村民条例(平成 8 年下村条例第 9 号)の規定により名誉市民、名誉町民又は名誉村民の称号を贈られていた者は、この条例の規定により名誉市民の称号を贈られた者とみなす。

議案第 6 7 号

射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部

改正について

射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部

を改正する条例

(射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市職員の給与に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第

4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 2 6 条第 2 号中「(法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。) 」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 3 1 条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 射水市職員等の旅費に関する条例 (平成 1 7 年射水市条例第 4 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条第 2 号から第 5 号」を「第 1 6 条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項及び前項」を「及び前 2 項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第 7 項中「できる者」の次に「 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。) 」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

議案第 68 号

射水市印鑑条例の一部改正について

射水市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例（平成 17 年射水市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「同令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 3 項中「第 2 号」の次に「の規定」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び

当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第14条第2項第4号中「氏又は」を「氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。)又は」に改める。

第15条第1項第2号を次のように改める。

氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第15条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「記録」を「記載」に改め、同号を同項第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 6 9 号

射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について

射水市新湊中央文化会館条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市新湊中央文化会館条例の一部を改正する条例

射水市新湊中央文化会館条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「毎月第 3 月曜日」を「毎週月曜日」に改める。

別表第 2 項を次のように改める。

2 練習室等使用料

施設名	基本使用料												超過料金 (1 時間につき)
	3 時間 まで	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	10 時 間	11 時 間	12 時 間	13 時 間		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
練習室 1	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100	
練習室 2	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100	
練習室 3	5,760	7,680	8,640	9,600	10,560	11,140	11,720	12,300	12,880	13,460	14,040	1,920	
第 1 会議室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940	
第 2 会議室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810	
第 3 会議室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010	
第 1 研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010	
第 2 研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010	
第 3 研修室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940	
第 4 研修室 (和室)	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700	
第 5 研修室 (茶室)	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640	
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050	

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、射水市中央公民館条例(平成22年射水市条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 70 号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

射水市大門総合会館条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大門総合会館条例の一部を改正する条例

射水市大門総合会館条例（平成 17 年射水市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「毎月第 3 月曜日」の次に「（当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）」を加える。

別表第 1 項備考 5 中「（昭和 23 年法律第 178 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 1 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年射水市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 中 1 8 の項を削り、1 9 の項を 1 8 の項とし、2 0 の項から 2 3 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表 2 中 1 8 の項を削り、1 9 の項を 1 8 の項とし、2 0 の項から 2 3 の項
までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年射水市条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「A 型をいう」の次に「。第 43 条第 3 項第 1 号において同じ」を加え、「B 型（同条）」を「B 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 27 条）」に改め、「B 型をいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第 43 条第 1 項中「この項」を「この項から第 5 項まで」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第 4 項を

同条第 9 項とする。

第 4 3 条第 3 項中「を行う者であって、第 3 8 条第 2 項の規定により定める利用定員が 2 0 人以上のもの」を「(第 3 8 条第 2 項の規定により定める利用定員が 2 0 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 4 3 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

４ 市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

５ 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）

児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項

第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

第 2 条 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、同条第 14 号中「第 14 条第 1 項」を「第 7 条第 10 項第 5 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満

保育認定子どもをいう。

市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第7条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第9条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 14 条第 1 項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第 20 条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額) をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用

の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第３項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第４項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第３号中「提供」の次に「（次に掲げるものを除く。）」を加え、「（法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども ７万７，１０１円

(イ) 法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） ５万７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、７万７，１０１円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学

年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供(アに該当する者を除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項ただし書中「、第4項」を「、同項」に改める。

第15条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に改め、「この項及び第20条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、
「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は
当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、
「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保
育給付認定保護者」に改める。

第 20 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」
に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子ども
に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 21 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を
「第 14 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改
める。

第 22 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 25 条の見出し並びに同条から第
27 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に
改める。

第 28 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定
子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認
定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子ど
もに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 29 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に
改める。

第 31 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育

給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第３項及び第４項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第３３条第２項及び第４項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第３５条第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第２号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第３６条第１項及び第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第３項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、第１４条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第 37 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第 1 号」を「同項第 1 号又は第 2 号」に、「第 14 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる」を「同項第 1 号に掲げる」と、第 14 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第 38 条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「附則第 4 条」を「附則第 3 条」に改める。

第 39 条第 1 項中「利用者負担」を「第 44 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 40 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを

除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改め、同条第３項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第４項中「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４１条第２項中「法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「第７３条第１項」を「附則第７３条第１項」に改める。

第４２条中「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４３条第１項第１号中「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改め、同項第３号中「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第８項中「附則第５条」を「附則第４条」に改め、同条第９項中「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４４条第１項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第２項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用

の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を削り、同条第3項から第5項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第15条第1項」を「第12条中

「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１３条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１５条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項に、「をいい、法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第２０条において」を「をいう。以下」に、「をいい、法第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第５１条において準用する第２０条」を「をいう。以下この項及び第５１条において準用する第２０条」に改める。

第５２条第１項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第２項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第３項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第４０条第２項及び第４１条第２項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４１条第２項を除き、前条において準用する第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第４０

条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるの

は「前３項」とする」に改める。

第５３条第１項及び第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第３項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１４条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同

じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第20条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

(射水市立幼稚園条例の一部改正)

第3条 射水市立幼稚園条例(平成17年射水市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定幼児」を「教育・保育給付認定幼児」に改め、同条第3項中「支給認定幼児」を「教育・保育給付認定幼児」に改める。

(射水市立保育園条例の一部改正)

第4条 射水市立保育園条例(平成17年射水市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項第1号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

射水市企業立地推進条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例

射水市企業立地推進条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「。以下同じ」を削り、同号エ中「事業」の次に「及びアに掲げる事業のうちデザイン業務を行う事業」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市企業立地推進条例の規定は、令和元年 6 月 1 日以後に工場等の設置工事に着手した者に適用する。

議案第 7 5 号

射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引

上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う
関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引

上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(射水市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 射水市水道事業給水条例 (平成 1 7 年射水市条例第 1 9 2 号) の一部
を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「指定をした者」の次に「若しくは法第 2 5 条の 3 の 2 第
1 項に規定する指定の更新をした者」を加える。

第 3 3 条第 2 号を次のように改める。

第 7 条第 1 項の指定又は指定の更新をするとき。

ア 1 件につき指定手数料 2 0 , 0 0 0 円

イ 1 件につき指定の更新手数料 3 , 0 0 0 円

第 3 6 条第 1 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改める。

(消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
の一部改正)

第 2 条 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
条例 (平成 3 1 年射水市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め
る。

附則第 5 項、第 7 項及び第 1 0 項中「平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日」を「令和
元年 1 0 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
公布の日から施行する。

議案第 76 号

射水市下水道条例の一部改正について

射水市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下水道条例の一部を改正する条例

射水市下水道条例（平成 17 年射水市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「市の職員」を「市長」に改め、同条第 2 項中「前項の検査をする職員」を「市長」に、「同項」を「前項」に改める。

第 10 条第 3 項第 1 号中「アからエまで」を「アからオまで」に改める。

第 11 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に行うに

当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 11 条第 1 項第 4 号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 12 条第 4 項中「市の職員」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 1
2 条第 4 項の改正規定は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 77 号

射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例（平成 17 年射水市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 2 号の表 2 の部 2 の項中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に、「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に、「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 78 号

射水市消防団条例の一部改正について

射水市消防団条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市消防団条例の一部を改正する条例

射水市消防団条例（平成 17 年射水市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 6 条第 2 項第 1 号中「又は第 2 号」を削る。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

議案第 7 9 号

射水市中央公民館条例の廃止について

射水市中央公民館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市中央公民館条例を廃止する条例

射水市中央公民館条例（平成 2 2 年射水市条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 0 号

動産の取得について

高規格救急自動車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 3 4 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |

（うち消費税等 3 , 1 0 0 , 0 0 0 円）

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 5 | 契約の相手方 | 射水市戸破 1 7 2 3 番地 1 |
|---|--------|--------------------|

富山トヨタ自動車株式会社小杉店

店長 古澤 克行

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 8 1 号

射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負契約の一部変更について

令和元年 6 月 2 7 日に議決された射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負契約についての一部を下記のとおり変更する。

記

「 3 契 約 金 額 4 2 1 , 3 0 0 , 0 0 0 円

（うち消費税等 3 8 , 3 0 0 , 0 0 0 円）」を

「 3 契 約 金 額 4 3 2 , 8 6 3 , 2 0 0 円

（うち消費税等 3 9 , 3 5 1 , 2 0 0 円）」に

改める。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 8 2 号

平成 3 0 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 5 4 9 , 5 7 1 , 2 4 2 円のうち 2 4 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに、3 0 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 8 3 号

平成 3 0 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 2 7 , 6 5 9 , 1 8 1 円のうち 2 9 8 , 8 1 8 , 6 9 3 円を資本金に組み入れるとともに、3 2 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2	令和元年 6 月 28 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 14,526 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和元年 5 月 3 日 場 所 射水市枇杷首地内
3	令和元年 6 月 28 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 20 パーセント 損害賠償額 市 142,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道冠水による車両破損事故 発生日 令和元年 6 月 11 日 場 所 射水市稲積地内
4	令和元年 8 月 15 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 34,560 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除草作業中における物損事故 発生日 令和元年 7 月 19 日 場 所 射水市西高木地内

報告第 6 号

平成 30 年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 1 0)	— (1 7 . 1 0)	9 . 8 (2 5 . 0)	9 0 . 2 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 7 号

平成 30 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	2 . 9

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20 . 0 ％

(別 紙)

射 監 第 6 0 号
令和元年 8 月 2 7 日

射水市長 夏 野 元 志 様

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 竹 内 美 津 子

平成 3 0 年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 16 日から令和元年 8 月 16 日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.1
連結実質赤字比率	—	17.1
実質公債費比率	9.8	25.0
将来負担比率	90.2	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

平成 30 年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は 9.8% で前年度 (10.3%) に比べ 0.5 ポイント、将来負担比率は 90.2% で前年度 (98.5%) に比べ 8.3 ポイントそれぞれ低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成30年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年6月13日から令和元年8月16日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	2.9	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

平成30年度は、病院事業会計において若干の資金不足額が発生したが、公営企業3会計とも経営健全化基準と比較すると概ね良好な状態にあると認められる。

今後とも、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

認定第 1 号

平成 3 0 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

平成 3 0 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

平成 3 0 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

平成 3 0 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

平成 30 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

平成 30 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

